

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 29 年 12 月 14 日 (木曜日)

議 事 日 程 (第4号)

- 第1 一般質問
- 第2 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第3 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第4 議案第66号 高知市及び四万十町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について
- 第5 議案第67号 四万十町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
- 第6 議案第68号 四万十町短期滞在型宿泊施設条例について
- 第7 議案第69号 四万十町企業立地等促進条例について
- 第8 議案第70号 四万十町商工業振興条例について
- 第9 陳情第29-12号 子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出を求める陳情書

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第9まで

~~~~~

出 席 議 員 (18名)

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	榎野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君

17番 橋本 保君

18番 酒井 祥成君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	政 策 監	田 辺 卓 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清 藤 泰 彦 君	会 計 管 理 者	樋 口 寛 君
企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	危 機 管 理 課 長	野 村 和 弘 君
にぎわい創出課長	植 村 有 三 君	農 林 水 産 課 長	長 谷 部 卓 也 君
税 務 課 長	松 田 好 文 君	建 設 課 長	吉 岡 孝 祐 君
健康福祉課長	山 本 康 雄 君	環 境 水 道 課 長	宮 本 彰 一 君
町 民 課 長	細 川 理 香 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	学 校 教 育 課 長	西 谷 典 生 君
生涯学習課長	林 瑞 穂 君	農 業 委 員 会 会 長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君	代 表 監 査 委 員	中 岡 全 君
<u>大正地域振興局</u>			
局長兼地域振興課長	山 本 安 弘 君	町 民 生 活 課 長	佐 々 木 優 子 君
<u>十和地域振興局</u>			
局長兼地域振興課長	竹 本 英 治 君	町 民 生 活 課 長	酒 井 弘 恵 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 三 宮 佳 子 君 |
| 書 記     | 國 澤 みやこ 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（酒井祥成君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成29年第4回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

17番橋本保君の一般質問を許可します。

17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 皆さん、おはようございます。今朝の新聞で、伊方原発の差し止めが広島高裁で決定をされました。非常に住民の意向を受けて快挙であるなというふうに私はそういう印象を持ちました。今回、私の一般質問は、四万十とおわの道の駅の質問をするわけでありまして。その中で、地元の十和川口の地元が今回応募をして、この選定、プロポーザルに臨んだ経過があります。その中で、町の快挙を求めてやったというふうに私は思っておりますが、残念なことに今回はその選に漏れたということでありまして。住民の意向を受けての代弁として一般質問を行っていきたく、こんなふうに考えております。

その中で、指定管理者制度と町長の政治姿勢ということで通告をしております。

道の駅四万十とおわの指定管理者制度について、昨日の橋本章央議員の一般質問と重複をする部分もあろうかと思っておりますけれども、大事な内容でありますのでお許しをいただいて質問をしていきたく、こんなふうに思っております。

まず、その前段として、公の施設について町が直営あるいは第三セクター方式で運営してきた経過があります。自治法の改正によって、指定管理者制度に移行していったということでありまして。その経緯と内容についてまずお聞きをしておきたいと、こんなふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） お答えをしたいと思います。

指定管理者制度とその制度ができた経緯についてというふうなご質問でございますが、この指定管理者制度につきましては、平成15年9月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管

理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ると共に、経費の節減を図るということを趣旨とする指定管理者制度が創設されました。ちょうど時期的には小泉内閣の時期でございまして、民間でできることは民間でというふうな時期であったというふうに記憶をしております。

この制度の創設によりまして、指定管理者に施設の使用許可を含めた包括的な管理運営を任せられることができるようになりまして、従来の管理委託制度においては受託主体は地方公共団体の出資法人、いわゆる外郭団体等に限られておったものでございますが、この制度が創設されたことによりまして、民間事業者を含めた多様な管理運営主体の選定が可能となったものでございます。

また、公の施設の管理運営において競争原理を働かせることによりまして、民間事業者を含めた多様な管理運営主体の能力やノウハウを最大限に生かす活用をすることによって、一層充実したサービスを効率的に提供していくことが可能となりましたので、本町におきましてもこの制度にのっとり、公共サービスのさらなる向上を図っていくこととなったということでございます。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 簡単に言えば、自治法の改正によって、地方自治体が住民の福祉増進を目的にした公の施設の管理運営を地方公共団体が指定した民間や団体に行わせるという内容だというふうに思います。

内容については、この点についてはよく分かりました。

それでは、道の駅四万十とおわの管理運営について、具体的にお聞きをしていきたいというふうに思います。

今回、この道の駅が指定管理者制度の中で公募という形をとられました。そして、プレゼンテーションが実施をされてきたわけでありまして、その結果、株式会社四万十ドラマが予定候補ということで今議会に提案をされております。このことにつきまして、選定基準や選定手法、選定結果について具体的にお聞きをしたいというふうに思いますが、その前に、道の駅四万十とおわができた経緯、そしてこの道の駅にかかった費用がどの程度のものであったのか。それを簡単に説明していただきたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） お答えします。

十和総合交流拠点が建設された経過ですが、十和地域においては農林業生産額は過疎化

や高齢化のため減少傾向にありました。その中、農家女性などによる地産地消や環境保全型農業の推進活動を行うグループも活発化しており、食を通じた都市住民との交流や展開もされていましたが、地域資源を活用できる活動施設がなかったため活動の広がりが停滞していました。

そのため、全国的に有名な四万十川の中流域という立地条件を生かして、景観に配慮した拠点施設を整備し活動を活発にすることで、都市住民との交流や地域特産物の販売の増加など地域の活性化が可能となるように、元気な地域づくりを目指し整備されたものです。

その事業費ですが、総事業費5億5,141万7,000円になっています。その一つには、用地の買収補償費及び造成、それに1億2,676万3,000円、建設本体工事が2億2,969万円、電気機械設備工事7,884万7,000円、配水移設ということで1,058万9,000円、それと厨房設備備品というようなもので4,391万3,000円、それと設計委託とか推進費、管理費等ということで6,161万5,000円、トータルの5億5,141万7,000円となっております。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） お聞きをしたように、道の駅ができた経過について答弁をいただいたわけですが、その中で、その費用については約5億5,000万円ということであります。町民の貴重な税金がこの道の駅四万十とおわの建設には投入をされております。

私は、地元の議員として道の駅ができるまで、できた後をつぶさに見てきております。その詳細については一定分かっているつもりであります。その点につきましては後段で話すことにして、その前に、道の駅の機能について、先ほど説明がありましたが、三つあるかというふうに思います。

一つには、女性や高齢者のドライバーが大変多くなってきている今日、長距離ドライブの円滑な流れを支えていく、そういう休憩機能。そして二つ目には、道路利用者や地域の皆が共有する情報を発信する機能。そして三つ目には、地域の、先ほど言われましたが、文化や特産品などを活用したサービスの提供。

こうした三つの機能がそこにはあるというふうに思います。旧十和村時代に元課長の話によると、この計画を推進していく上で特に思い入れが強かったのは、地域の振興と地域の活力を取り戻すということだったようであります。当時、限界集落という言葉が頻繁に使われていたころでありました。非常に十和村としても危機感を持ってこういう事業を計画したということであります。そういうときに、少しでも地域の特産品を道の駅に出荷し

てもらい、じいちゃんやばあちゃんに1万円の一つでも稼いでもらおうというのが当時の村長の考え方であります。

さて、そこでお聞きをするわけでありますが、当時のこうした思いが、この現在の道の駅に生かされているのかどうなのか。その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） お答えします。

当初の計画に沿った運営ができていくかということになろうかと思えます。道の駅四万十とおわは、四万十町の今、西の玄関口として位置付けられ、多くの来訪者が訪れまして、都市住民との交流や地域特産物の販売増加など地域の活性化に十分つながっていると思っております。

一つは、地域特産物の販売の増加です。当初、やはり建設するに目標というような数値を挙げております。その物産の目標として3,163万2,000円に対し、平成19年度の売上げが9,742万8,000円で、昨年度の売上げになります。1億6,594万円となっております。

それと、もう一つ、交流人口のほうです。これ、基本的にはレジ通過者になってくると思いますが、当初の目標が4万5,189人に対し、当初の平成19年でも11万7,338人、そして昨年度が14万5,303人となっております。

やはり、そのようなことは、広告媒体などいろいろ活用し宣伝した成果もあろうかと思えますが、従業員の皆様のやっぱり努力と地域の地元商品、食材供給、地元企業などと連携した水曜日のバイキング料理、そのようなものも大きくこの売上げにつながっていると思っております。

それと、今年の7月1日、10周年記念を迎えておりますが、そのときに高知県知事、地元県議会議員にも来ていただきまして、挨拶もしていただいたのですが、その中でやはり道の駅の成功事例だというような祝福の言葉も受けておりますので、十分機能は発揮できているのではないらうかと思っております。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 高知県知事のお褒めの言葉もいただいて、道の駅としては成功事例であると、一定の役割は果たしているというふうな捉え方だったというふうに思います。確かに、今では道の駅四万十とおわは宣伝効果もあって全国的に有名になっていることは事実であります。

しかしながら、全国的には発信をしております。しかし、肝心の地元十和村全体でなく、肝心の地元ですね。地元という意味分かりますか。その地元ではどうなっているのかということでもあります。栗やお茶に特化した政策がやられている、行われていることは、これも事実あります。そのことによって、地域の生産者、いわゆる野菜とかそういったものがこの道の駅には集まってこない。コーヒーやお茶を飲んでよもやま話をしながら、今日はいい野菜がとれたねとか、そういう話がそこでは一切見られない。非常に寂しい野菜コーナー、そういったものになっております。そういう意味では、地域との本当の意味での一体感が生まれているのかどうなのか。そのことは非常に私は疑問に思っているところでもあります。

そういう意味では、少し目的からは、成功しているとは言いながら、少し当初の目的とは若干ずれているのではないかなと、こんなふうに思っているところでもあります。

そういう状況にあって、今回、道の駅四万十とおわが公募になるということを知って、地元の有志の皆さんが株式会社を設立したと、あの小さな集落で何百万円のお金を集めて立ち上がったという実態を知っておいいただきたいということでもあります。

そこで、今回、その十和の道の駅を公募にした最大の理由は何だったのか。そのところをまずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） お答えをしたいと思います。

これまで、総合交流拠点施設道の駅四万十とおわにつきましては、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条の規定を適用しまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行ってきたものでございます。

平成27年4月に議会、総務常任委員会におきまして公募の選別についてという調査が行われまして、これを受けまして、指定管理者選定委員会を5月に開催して、全ての施設について公募非公募の見直しを行った結果、民間事業者の手法を活用することにより住民サービスの向上と経費節減、または経営による増収が図れる施設として、7施設を公募の候補施設として、この施設の中にこの道の駅四万十とおわも含まれておりまして、この7施設につきましては、平成27年5月に開催の総務常任委員会のほうで報告をさせていただいたという経過があります。

それで、今回の公募につきましては、この結果に基づいて実施をさせていただいたということになります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 公募にした理由については、今お聞きをしたわけですが、総務常任委員会でも、2年ほど前にこの公の施設について一定調査をしてきたところであります。その調査結果を受けて、議会から町に提言をした。その提言を受けて、今回、公募に踏み切ったという内容になろうかというふうに思います。

そこで、その提案をした議会が、町に提案をした内容については、公平性に欠けると、長期間一つの企業に使用することは公平性にも欠けるし、私物化の温床にもなりかねない。なっているとは言いませんよ、なりかねないということであります。そういうことを指摘して、公募にしてはどうかということを提言してきました。これは、町民の皆さんからもそういう声があります。そのことを受けて議会は提言をしたわけであります。

今回、2者の応募があって、プレゼンをしたと思うが、その人数等の制限はあったのかどうなのか。そのことについて、局長、お答えください。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 今回のプレゼンテーションに当たって、人数の制限は特段しておりません。ただ、説明に必要な方の出席というのは各者の判断に任せてプレゼンを行ったということです。これまでの町のこういった公募型のプロポーザルにおいては、全てこのようなやり方をとってきたところであります。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 人数に制限はなかったということですが、それは、副町長、ちょっとおかしいですよ。というのは、十和振興局で確認をしたときには、多くても3、4人程度だという話だったと聞いております。振興局長、そうでしたよね。ほんで、そういう内容で話がありました。ですから、昨日の同僚議員への答弁によれば、地元のA社3人、四万十ドラマ3人、おかみさん市4人という答弁でした。

不可解なことは、ここにおかみさん市が出てきたことであります。人数もさることながら、プレゼンに無関係のおかみさん市が会場に入ったことです。非公開であれば、当然関係者以外は入れないはずであります。なのになぜ入ったのか。その理由を副町長は、以前にも事例があるし、バイキングなどにも入っていただいて協力をしていただいていると、協力事業体だから入れたと、こういうふうに答弁をされております。

某議員の言葉ではありませんが、それは違うだろうと私は言いたいですね。利害関係に

ある企業がこうして応援に入るということは、プレゼンに何らかの影響を与える目的で入る以外にはないというふうに私は思っております。

そういう意味で、副町長、もう一度聞きますが、昨日の答弁と変わりはありませんか。あるのかないのか、そのことだけお聞きをしたい、いうふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） プレゼン者の協力会社としての参加ということになっております。

その前に少しお時間をいただきたいわけですが、公開か非公開かという話であります。こういった団体等の提案については、著作権でありますとか、その団体が有する特別なノウハウ、そういったものが含まれておりますので、そういったものを害する、第三者が入ることによって害するということがあると思いますので、非公開としております。

ただ、先ほど申し上げましたように、今回のプレゼンテーションは、提案側の一員として、協力会社としての参加を認めたものでありまして、反対の新会社のほうにつきましても、昨日はトータルのコーディネーターの役割というふうに申し上げましたけども、デザインを担当する関係事業者の方が同席をしておりますので、そういった部分では両者同じような考えで取扱いを行ったところであります。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） それは違うと思いますよ。協力会社というふうに副町長は捉えておりますけど、例えば説明するためにそこに来ておるならそれはいいでしょう。そういう事例をもって、今までは多分あったのではないかなど。例えば、別会社の人に来て、これを説明するためにどうしても必要だから、別会社の人を連れてきて説明をせらしたというのは分かります。ただ、単なる、いわゆるおかみさん市の場合には、協力会社ではなく、利害関係にある会社でしょう。あそこでバイキングをするのはお金もうけのためにお互いがやり取りする団体じゃないんですか。協力会社とは違いますよ。そういう認識だからいけないんです。

つまり、A社がプレゼンに入った1人の中で、それはその会社の中にいわゆるロゴとかそういうものを入れていく、そういう人が入って説明をしたという中身ですので、協力会社とは全然別の意味じゃないですか、それは。それはおかしいと思いますよ。副町長の答弁は、昨日と変わらないということですので、さらに踏み込んで質問をしていきます。

副町長、もう一つの理由に、以前にも出席させた事例があるというふうに言っていまし

たが、どの会社のときのどういうプレゼンでどういう関係の人が同席したのか。明らかにしてください。そして、そのことによって、関係あったかなかったのかが当然明らかになってくると思いますので。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） プレゼンにおける関係事業者の参加についてのご質問であります。

私の記憶の中では、一つには、この庁舎建設に当たって、実施設計において建築主体、電気設備、様々な役割を持った関連事業者がそういったプレゼンテーションに参加をした経過があります。正にそれぞれ利害関係というご指摘もありましたけども、そういった部分は協力的な関係を持って全体的にプレゼンテーションに臨むということでもありますので、こういった事例があったということでもあります。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） それも違いますよ、それも。それは共同企業体でしょう。共同企業体の方が入ってプレゼンをやることは当然じゃないですか、そんなことは。おかみさん市は関係ないでしょう。お互いに別会社でしょう。全然関係のない会社でしょう。それは、副町長の言う共同企業体が入ってやることは当然じゃないですか、それは。当たり前のことですよ。

これが、例えばおかみさん市が四万十ドラマと共同して今回提案をしてきた中身でしたら、当然入ってきて、それはプレゼンをしていいでしょう、それは。だけど、全然関係がないでしょう。実際そこで、あそこの十和の道の駅でただバイキングをしている、いうだけのことでしょう。お互い別の会社で、別の利害関係にあった会社でしょうが。それを同一に考えるということは、非常におかしいというふうに私は、幾ら説明されても納得がいきませんね。

そういったことで、連携した会社が、例えばおかみさん市と四万十ドラマは連携した会社であります。そういう会場入りしただけでも審査員に動揺が走るんじゃないですか。無言の圧力になっているんじゃないかなというふうに私は捉えております。正に圧力団体と言われても仕方のない行為ではなかったのか。こんなふうに私は思っております。

そういう意味からしても、今回、執行部が行ったプレゼンは、瑕疵ある行政行為だというふうに私は思っておりますが、その点についての委員長の見解をお聞きしたい。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 委員長としての見解ということですが、その前段で、おかみさん市であります。十和の道の駅の場合は出荷協議会というものをつくってありまして、そのメンバーというのはほとんどの方がおかみさん市にも入っております。当然、昨日はレストランでのバイキングのお話を差し上げましたけども、年間を通しておかみさん市と四万十ドラマ、現指定管理者は様々なイベントの企画を行っておりますので、そういった部分では正に協力事業所というふうな位置付けをしているところでもあります。

それから、人数的に最終的に9対3ということになったわけではありますが、全くおかみさん市側の発言はなかったわけでありまして、プレゼンは代表取締役1人のみのプレゼンでありましたし、質疑応答もその代表が答えておりました。そこに連携事業者として同席をしたおかみさん市に対して、審査委員長としては全くそういった無言の圧力というのは感じておりません。感じませんでした。公平公正に審査を、それぞれの委員が審査を行い、集計をした結果が1位、2位というふうに結果として表われたものというふうに理解をしております。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 幾ら副町長の説明を受けても、協力事業者である、だから入ったということは、これは町民あるいは議会、10人が10人聞いてもこれは納得がいきません。それは、これは、このことについては、ある町の職員も、そこへ行ったらいきません、そこへ入らしてはいけませんという内部の協議もあったように聞いております。また、ある町の職員の方にも聞けば、それはおかしいという声も職員の中からもあるがですよ。将来、そういう職員がどんどん伸びてくる。そういう人がそういう発言をしている。いかにもおかしいというふうに、町長、思いませんか。私はそういうふうに思います。

今回の瑕疵ある行政行為というのは、法律行為や公益に反している等の瑕疵を含んだ行政行為を意味するものであります。瑕疵ある行政行為には、違法な行為と不当な行政行為に分けられています。今回の場合は、法令違反とまではいかないというふうに思います。しかし、不当な行政行為、つまり正当でない行政行為になるのではないかと、こんなふうに私は思っております。本来、真剣勝負の場であらなければならない、この会場は一種、異様な雰囲気になっていたのではないかと、こんなふうに思います。そういう状況下で行われたプレゼンテーションを公正で公平なプレゼンと言えるのか。町長の見解をお聞きしたい。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私の見解をとということですので、申し上げたいと思います。

この今回の一連の選考委員会の過程において、そういった事案が発生したというのは私も承知をしておるところです。やはり、我々こういった様々な審議会、またこういった選考委員会、そういったところには規定もございます。一定、規定というのは、しっかり制限をするものであったり、場合によってはできるものであったりという、いろんな表現がありますけども、今回のこの選考委員会においてはそういった規制する規定がなかったと、書き切ったものがないというふうに私も確認したところでございまして、先ほど、橋本議員のほうからご意見はありましたが、職員が、職員の単独の考え方でこれはよくないとかいいとかいうことは、それは当然あるでしょうけども、今回においては、先ほど選考委員長が言いましたように、そういった規定のない中で我々行政事務を執行する中で、やはり今回のそういった状況においては、否定をすることはできないというふうに自分自身は考えております。

ですから、この最終結果においては、適切に審査をされまして、結果として得点にこういった差異が出てものだというふうに理解をしております。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 規定がなかったので、そういうことを行っただと。いわゆる何でもありということに聞こえてまいります。執行部とは、こういう二元代表制の立場でありますので、どちらかがそうですねと言わない限りは平行線であります。議論はいつまでたっても平行に終わりますので、これ以上の議論はここで行いません。

ただ、もう一点確かめておきたいというふうに思います。

それは、同僚議員や職員の方から直接聞いた話であります。もし地元が選定をされるようなことがあれば、四万十ドラマやおかみさん市は本体が移動していくので職員も一心同体であると。だから、協力はできない旨の発言があったやに聞きますが、振興局長、それを事実がどうかだけ教えてください。あとは要りません。

○議長（酒井祥成君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 四万十ドラマもプレゼンに臨んで、そのときに控室で話をしたようです。その中で、やはり職員としては、一定ドラマに協賛して共に進んでいくと。実際、もし決まった場合、また話合いをして、それぞれの持っている意見で進んでいくようなことにはなるとは思います。結果としたらそういうようなニュアンスのことだったと思います。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） それに似通ったような発言があったということでもあります。これが事実であれば、誠に私は遺憾に思います。本当に残念だなというふうに思っております。ましてや両会社とも町から長期にわたって多額の補助金や支援を受けてきた会社であります。その会社が、おかみさん市がプレゼンにいたということや、こういう話が流れてくること自体、町政に圧力をかけているのではないかなと、そう言われても仕方のない発言だったのではないかと、こんなふうに私は捉えておりますが、町長はこの点についてどういうふうに思っているのか、答えていただきたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 町長の答弁の前に私のほうから一言答弁をさせていただきたいというように。

プレゼンの場におきまして、指定管理者、現四万十ドラマに私が質問をいたしました。選定されたとしてもされなかったとしても、どうなさいますか。いわゆる地域との連携はどうしていくのですかという質問をいたしました。その回答としましては、やはり新しい会社の皆さんとも道の駅に対する思いというのは一緒でありますので、いい関係を築いていきたい、そういった代表からの答えがありましたので、答弁をさせていただきたいというふうに。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 圧力を感じておるかということですが、私、何分、全ての行政においてあまり圧力というものを感じにくい男でございますので、今回もそういったことではなくて、本当に正真正銘しっかり整理をさせていただいて、結果としてこういった提案になったということでございますので、その第三者からの圧力は私自身は考えておりません。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） そういう答弁をいただいたところであります。

さて、次に、選定の基準について、どのように、どこに主眼を置いて審査をしたのかということについて質問をしているわけですが、昨日の答弁では、指定管理者の指定と指定手続等に関する条例第4条の規定に基づいて総合的に厳正に審査をしたということでもあります。確かに厳正に審査して落ち度もないでしょう。しかし、町長答弁でも明らかなように、今回、新規参入ではなく新人新規参入であったためハンディがあった。どこかで経験があっ

ていたならいいが、なかったのがこういう結果になったというふうな発言だったと思います。

つまり、裏を返せば、実績のないものが幾ら企業を立ち上げてみてもだめですよということであります。誠に町長の考え方は閉鎖的で保守的な考え方だなというふうに思っております。町長は、新人新規参入と言われたが、道の駅を運営するスタッフは他の会社で実績を積んでもおります。そして、道の駅を運営する社長は当然素人でありましてけれども、その専務等々については起業もしている立派な方でありまして。そういったスタッフを雇用していくと、そういう計画をしているわけでありまして。

執行部としては、安定した経営を望むことを非常に重要視していたんではないかと、こういうふうに私は思っております。その中で、人員とか資産、経営規模、そういったものを非常に重要視しているというふうに思っております。であれば、例えば最初から資本金は1,000万円以上とか、人員は氏名を挙げてしっかり確保して申請をなささいというふうな条項を設けておくべきではないのか。それもしないで、ここに大きな点差を付けていくのはいかがなものかなという気がしております。そういったことで、副町長は、当然に、総合的に判断をしたという中身であります。

その中で、地元の会社がプレゼンをした中身、特に評価されたのが地元と連携し、施設の効用を最大限に発揮する、その項目であります。これこそがプレゼンの最大の目的であるというふうに私は認識をしております。誰の目から見てもそういう評価されるべきではないかなというふうに思いますが、施設の管理運営を安定的に行う資産や規模、能力に特化している今回の会社でないと運営ができないというふうな発想があったのではないかと。

副町長、今、会社法では1円からの会社が設立できるのは御存じでしょう。法人登記をして法人格を有したら、社会に認めてもらうわけですよね。そういう一人前に認めていただいた会社が社運をかけてプレゼンをしていくわけです。資本金や人員の確保は大丈夫かよということは当然プレゼンの場でも聞かれて、当然それは大丈夫ですという答えを出しているというふうに聞いております。

それが、こういう点差になっていくということは、現運営会社ありきの発想があったのではないかと。つまり、忖度があったのではないかと。副町長、教えてください。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 忖度をというご指摘もありましたが、昨日の1番議員にお答えしましたように、今回のプレゼンテーションの審査項目の中で審査をするに当たって総合的

な判断をしましたというふうにお答えを申し上げました。確かに資金力の弱い新会社というところはマイナス部分にも作用したと思いますし、我々は各項目ごとの取組、提案、特に提案においては両者共に本当にすばらしい提案であったというふうに思います。

ただ、そうした提案を具現化する体制というのはどうしても我々としては一定のそこで評価をしていくという審査を行ったところであります。私自身はそういった評価をさせていただきました。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 総合的に厳正な審査を行ってそういう結果になったということであります。もうそういう新規参入が望めないような状況にあるなら、副町長、もう30年ぐらい契約したらどうですか。そういうふうなことに、町民は、なっていくというふうに思いますよ。

今まで様々な議論をしてきました。執行部には執行部の考え方や視点があろうかというふうに思います。議会には議会の考え方、視点があります。どちらもある意味では正しいだろうというふうに思います。しかし、言っていることと行動がかけ離れていると、そこは少し意味合いが違ってきます。

町は、今、人材育成について非常に熱心に取り組んでおります。私も人材育成の必要性は分かるし、理解もしているつもりであります。具体的には四万十町人材育成推進事業があります。その中で未来塾や四万十塾、産業振興塾ということが位置付けられております。現在、事業が行われて、この事業のベースになっているのが平成28年3月に策定された四万十町人づくり戦略だと思えます。

その中で、人材育成の基本的な視点として、自分たちの地域は自分たちでということを中心に、産業を振興し新しいことに挑戦していきますとあります。正に今回、道の駅四万十とおわの公募をめぐって、地元の十和川口地域が株式会社を興し、千載一遇のチャンスと捉えて応募していることは、自分たちの地域は自分たちでを基本とした政策に合致している、新しい挑戦と思いますが、山脇政策監、担当者としてこのような地域の取組をどういうふうに見られておりますか。簡単にお答えください。時間がありませんので。

○議長（酒井祥成君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） 人づくり戦略にも掲げてありますとおり、議員がおっしゃられましたとおり、こういう地域の住民の方たちが主体となって意識の共有、課題解決に向けたこういう行動は新たな価値を創造していくものであって、人材育成分野の目指すところ

でもあります。

また、総合振興計画の基本方針の一つでもあります、挑戦し続ける産業づくりにもありますように、地域資源や特性を生かした多様な産業が育つまちづくりにもつながるものと考えております。

ただ、今回の地域課題がこういうことでいろんな問題が生じているのは、やはり地域がもう少し意識の共有、新たな方向へ、統一した方向へ向かう芽生え自体がもう少し醸成できればというふうに少し考えておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 今、お答えをいただきました。町長、今回の公募については、新しい企業を育成するにまたとない好機だというふうに思います。四万十ドラマは道の駅四万十とおわを運営するまでは、従業員が1人か2人の小規模な会社であったと聞いております。それが、11年経過した今日、世界を相手に活躍する大企業に躍進していることは周知のとおりであります。企業の努力もさることながら、四万十町や地域の応援も大きかったのではないかなというふうに推察するところであります。様々な支援を受けて、町や地域に育成されたと言っても過言ではないというふうに思います。

そして、このように大企業に成長したドラマは、次のステージに進むことが最もふさわしいのではないかと、こんなふうに私は思っております。そのことによって第二、第三のドラマが生まれてくると私は信じております。また確信もしております。まさに次なる役割としては、町の役割としては、今回、十和地域設立されたような小さな会社を、11年前に四万十ドラマを育てたように支援育成していくことが町の政策と合致しているのではないかと思います。町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

ちょっと前段で新規参入であるから落札できないと言いますか、選定されないということはありません。これはあくまで項目の中での評価でございますので、そういったところで、もしこれが全体にそれが全ての理由ではないということをご認識いただきたいと思います。

今言われましたように、確かに本当に議員の申されましたように、支援をずっと十和村時代からしてきたことは私も承知をしております。今回の、先ほど、人材育成推進政策監

らも申し上げましたけども、今回、私が非常に悩んだのは、やはり新人、新規という言葉  
を昨日、私初めて使いましたが、やはりちょっと今回創業支援をする自分のこの立ち位置  
から考えますと、なかなかちょっと荷が重いかなと感じました。というのは、まだその会  
社になって実績、例えばこの事業ではなくても結構です。いろんところでやっぱり一定  
実績を踏む段階において、創業支援であったりとか人材育成をする覚悟はあります。

しかし、これを一気にこの十和の道の駅をとるがために、例えばそれを提供することによ  
っての人材育成が適当かどうかというのは、ちょっとこの場ではなかなか私自身も判断  
できかねますが、私の創業支援と言いますのは、やはり将来にわたってこれから必要な人  
材を育て上げる。そしてその人材がこの町でしっかり事業を担っていく中で、創業支援を  
やっていこうという表裏一体のものでございますので、そういったことから考えますと、  
ちょっとこの、本当に熱意は分かりますし、住民の意向も分かりますけども、実際、この  
会社を興して実績、こういった観光物産センターとしての実績がないというのが非常に弱  
かったかなというように自分は考えております。

昨日、1番議員のご質問にもお答えしましたように、私も道の駅で2年間、本当に見よ  
う見まねでやらせていただきましたが、なかなかその辺を考えたときには、そこにはやは  
り評定無用な差が生まれてくるのも仕方がないかなという理解のもと、こういった議案の  
提案にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 町長の考え方はちょっとおかしいなというふうに思います。荷が重  
いからとか、運営ができるのかなというふうなことは、それは論外だと私は思っていま  
す。

というのは、運営会社というのは自信を持ってプレゼンに臨んでいるわけですよ。そん  
なことを自信のない、できるかどうか分らんようなものが、その運営の場に臨むと  
思いますか。できるからこそ、できる自信があるからこそ手を挙げて内容をきちっと説明  
しているんでしょう。そういう町の姿勢、見方が非常に私は残念に思いますね。それは、  
町長、その町長の発言は私はどうしても納得いきませんね。昨日もそういう話をされてい  
ましたけど、荷が重いんじゃないとか、運営ができるかよとか、そういう心配はご無用  
ですよ。それは町の思いであって、運営会社にとったらそんなことは当然やれるからこそ  
手を挙げてプレゼンをしているわけでしょう。そういうことは私は、そういう言葉は聞き

たくないですね。

それと、町長と議会というのは共に町民から直接選挙で選ばれております。意見の対立とか見解の相違は確かにあるだろうというふうに思います。しかし、町民の福祉の向上を目指していく、最終的には町民の福祉でありますので、それを目指していくことにはいささかの変わりはないというふうに思っておりますし、執行部も議会も同じだろうというふうに思っております。町長の政治的信条がそういう形であったとすれば、非常に私は残念に思うところであります。

今回、この指定管理者制度の中であらゆる視点、観点から執行部とは違う見解で発言をしまっていました。そういう中で日々激動する社会情勢の中で、住民の福祉の向上を目指す。それは先ほども言いましたが、同じであります。行政も議会も常に的確な対応を求められている。そのことを町長、肝に銘じておっていただきたい。

今回、町長はひょっとすると無投票になるかも分かりません。そういう中で、次のことも踏まえて、執行部にはさらなる公正公平な行政を望んで、私の今日の一般質問は終わりたいというふうに思います。何かありますか。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 橋本議員の本当に今のご意見、心にしみたところもあります。私が今回のこういった議案提案に至った経過の中で、ちょっとご理解いただきたいのは、先ほど選考委員会においては点の差で私のところに出てまいりました。私も様々な角度から新規参入というような切り口も考えてみました。やはり本当にプレゼンの中で熱意のあるご意見もいただいて、評価項目が1項目上回っておった項目もございます。

ただ私としたり、先ほど申し上げましたように、私なりの考え方で経験の中で、本当に固くて石部金吉みたいな考え方だというのは指摘される等もあると思いますけども、やはり最終的な判断として、点差を覆して新規参入という考え方はそこまで至らなかったというのが真実でございます。

ですから、今後、その会社がもし今後ともそういった事業に従事するのであれば、人材育成推進センター共々、しっかりとした事業支援をやっていきたいという思いは今でも持っておりますので、是非また検討もさせていただきまして、是非地域のために、そういった地域の事業者がという立ち位置の中でもし検討するところがありましたら、またご相談いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 今の答弁にも、どっちにしても納得がいきません。そういったことで、今回立ち上げた会社は今後どうなっていくのか。私も心配をしているところであります。そういったことで、今回は非常に残念な結果になったわけではありますが、執行部の答弁には納得がいかないまま、質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） これで17番橋本保君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。10時45分までの休憩とします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第2、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員宮崎由美子氏の任期満了に伴う後任者につきまして、高知地方法務局長からの推薦依頼によりまして候補者を推薦するものでございまして、引き続き四万十町東川角甲678番地1、宮崎由美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

宮崎氏は、平成24年3月に退職されるまでの38年間教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題にかかわり、継続的に実践してこられました。現在は、本町の民生委員・児童委員として活動されておりますので、これまでの経験を生かして、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第3、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員宮崎正行氏の任期満了に伴う後任者につきまして、高知地方法務局長からの推薦依頼により候補者を推薦するものでございまして、新たに四万十町壱斗俵595番地、岡本則子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるようとするものでございます。

岡本氏は、平成29年3月に退職されるまでの37年間教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題にかかわり、継続的に実践してこられました。子どもの人権問題を始め、人権教育・啓発活動全般に深い見識と意欲をお持ちでありまして、これまでの経験を生かして、人権擁護委員としての使命を果たすことのできる最適任者であると考えております。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第4、議案第66号高知市及び四万十町におけるれんけいこう

ち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） この文書の中に、この事業自体が妙に漠然としてよく分かりにくいですけれども、議案に出てきます文言で日曜日などに出店する機会の創出とありますけれども、これはどのように私たちは理解したらよろしいでしょうか。例えば四万十町の農家の方が日曜日に出店することを想定したものなのか。そのあたりのことを説明していただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） この日曜市の話なんです、これは幾つか連携したことによっていろいろな細かい事業に取り組みます。その中の一つの事業としまして、日曜日出店事業という事業を今計画しております、これは高知市の日曜日、あそこにこまを一つ、連携市町村用という形で構えまして、それぞれの市町村が順番に出店していくというような形になっております事業でございます。

○議長（酒井祥成君） よろしいですか。

○7番（岩井優之介君） よろしいです。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） この事業について全員協議会で説明を受けたときに、まず人口のダム機能、これはたしか通勤通学者の割合が10%以上であることが条件に、国から交付されるもともとの事業ではあるけれども、その条件は満たしていないけれども、高知県知事のたつての考え、推進の意向に基づいて、国ではなくて県から一町村につき1,500万円の交付金があると説明を受けた経緯があるかと思うんですが、やはりこの人口のダムということなんですよね。

人口のダムということは、やはりそこに仕事があり、そして行く学校があり、つまりそこに定住できるということが前提になっていると思うので、その人口のダム機能が目的であるとするれば、その10%を切っているこの町、この町がここに並べられている数々の18か19の事業によって、結局その通学通勤圏としての目標、この事業のもともとの目標を達成

できるというふうに考えているわけですか。通勤通学が高知市10%以上になる結果をもたらす、それによって人口ダム機能を発揮できる。そのような想定があるのでしょうか。そこが一番気になるので答えていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 今言われました、通勤通学割合10%というのは、国の連携中枢都市圏要綱というものがあります、そちらの要綱の基準がそういうものでありまして、この基準に高知県は全市町村と連携してということで申込みを行ったわけなんです、そこを総務省のほうはやはり認められないということで、その10%ある市町村については連携中枢都市圏という形、ただ、それ四万十町のように10%に満たない市町村は、この国の要綱に基づく連携中枢都市圏には該当しないということで、高知県モデルとしまして新しいこの名前、れんけいこうち広域都市圏ということで、国の言う連携中枢都市圏の市町村も含んだ形で一体的にやっていくという形に今回、なっております。

ですから、この10%というのは、基本的には国のただ要綱の中核都市圏をやるための基準という考え方でございますので、ただ、国のこの連携中枢都市圏という制度の考え方は中核となる都市、そこに人口ダムの機能を持たせて、都会へ逆に言えば出ていかないようにしたいという考え方の、これは制度となっております。

ですから、高知県の場合は高知市を中核市として、そこで食い止めて高知県内の人口を維持していこうという考えということになります。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それは理解しているつもりです。それであれば、現時点で四万十町の転出者、20代、30代、若者の転出先で一番多いのは高知市ですよね。その現況を反映した施策であるかなというふうには分かる。ということは同時に、何か特に目新しいものもやっぱり感じ取れないという印象もぬぐえないですね。

それとあと一つお伺いしたいのは、ここにいろんな事業がメジロ押しになっていますが、この事業一つ一つが、説明を読んでいるとよほど、これで圏域全体の経済成長の牽引ということでいろんな事業がメジロ押しになっていきます。ただ、一つ一つを精査していく場合に、例えばちょっと申し上げたいのは、広域観光連携事業ということで、敷地課長は全員協議会の場で、例えば高知新港に着いた外国人の旅客船、その観光客を高知市内ではなくて四万十町にも誘引したいと、そんな感じの連携というのを具体例として挙げられました。

でも、私はたまたま聞いた話なんですけど、そこに通訳として県から委託を受けて同乗している男の方からじかに聞きました。中国系の方で中国語を話される方です。買い物する時間がないんだと言うんです。2時間、3時間で、周遊コースは、そういうツアーの日程の中で動いているので、買い物する時間がないんだと。だから、そっちのほうのお金は市内には実は落ちていませんよと。今、一番それで潤っているのはバス会社ですよと。県は全部、それ、バス貸し切りで、要するに運賃無料でやっているんですね。その観光客に対して。

そういう事業の精査もやはりなければ、いきなり連携と言っても、これは実のあるものにはならない。経済成長の牽引にはつながらない。そういうことが多々あるかとは思っていますね。それは今後の課題かと思えますけど。新規さを感じないということと合わせて、そういうことも一つ、たまたま自分が知っている事例として、ある注意を喚起させていただきたいなとは思っています。買い物する時間がないそうなんです、あの外国人の方々は。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 議員おっしゃるとおりと私も思います。ですから、この事業については今、それぞれの高知市の担当課、本町の担当課、それぞれの市町村の担当課と高知市で、具体的な事業内容をまだ詰めているという段階でございまして、そういういろいろな課題を連携することによってやっていける。そういうところで取り組んでいきたいと、また四万十町独自で単独で取り組む事業については、連携しなくても単独のほうがいいというのは単独でやりますし、連携してやればいいという事業を選別して四万十町としてはやっていくと。そういう考え方でこれからはいろんな事業、新しい事業も出てきます。具体的な事業は詰めていきながら、本町にとって有効になるような事業は取り組んでいきたいというところでございます。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第66号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号高知市及び四万十町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についてを採決します。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第5、議案第67号四万十町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 一点だけ。本町は3,300ヘクタールということで、定員が33名というところですが、これを20名にするということで、最適化委員は100ヘクタールに1人ということで、これを簡単に20人で割ったら、四万十町は160ヘクタールということになりますが、ただ一点だけ、農地の遊休化を防止するために貸してつなぐことが法律で決められていますが、その点はどのようなフォローをしていくのですか。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会会長林幸一君。

○農業委員会会長（林幸一君） 心配していただきまして、ありがとうございます。

このことについては、農業委員会総会等で本当に論議をし、旧学校単位、そういうエリアで線引きもしながら検討してまいりました。そのことで、その結果、20人ということで決定をしまして、あと農業委員が19人、半数になるわけですが、それプラス最適化の委員が20人ということで、現行38人から言いますと、1名増えるということになるわけですが、その農地の最適化を進めていく上で、6条2項で法的に仕事として決まりましたので、その進めていく上においては、農業委員と最適化推進委員をコンビとして地域を一緒に回っていくと、一緒に情報共有しながら進めていくという方向でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） この議案に出てきます農地の利用権というのは、私、恥ずかしいですけど初めて聞きました。これについての説明をお願いしたい。昔からあったものでしょうか。

それと、農地は、自分の認識では、耕作してない人に対して売買はできないというように考えておりましたけれども、そういう人たちが農業に対して意欲を持ったときにこの事業が役に立つというふうに理解してよろしいでしょうか。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） 農業委員会の活動にかかわることですので、農業委員会事務局のほうからお答えいたします。

農地の利用ということにつきまして、所有者のみでなく貸借をかけて耕作をされる。そういう方も含めての農地の利用ということになります。対象者は所有者だけではないと。それと、その貸借によって担い手が農地を有効利用していくという方向も考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） それでいいですか。よろしいですか。

農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） 利用権の設定につきましては、所有者と農地を借りる方、その基盤強化促進法によって農業委員会のほうに申請が出てまいります。その貸借、それから利用料金とか様々なことを双方が協議し定めた申請書が上がってまいります。それを農業委員会の農地部会にかけまして、そこで意見決定をし、担当農林水産課にお返しし、担当農林水産課が告示をするというような流れになりますので、利用権を設定することによって、期間、それから賃貸借料等の契約が成立していくということになります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 例えば、自分がAという土地を利用するようになって、それを途中でやめるという場合に、第三者に譲るといふか、そういう権利が利用権かなと思ってますけど、それは正しくないでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 条例の定数に関する問題ですので、内部的なことについては、答

弁ができればお願いをしたいというふうには思いますが。

農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） 追加でお答えさせていただきます。

利用権設定をしましたら、途中で解約という状況になったときは、双方で合意解約をすることができます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） もうこれは農業委員会の改革、法改正がもとになっている議案であると思いますので、じかに関係ないかもしれませんが、ここは非常に重要なポイントであると思います。

農地法等に、その必須業務に、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消のために、この農業最適化推進委員というものが新たに生まれたわけですね。それでこの担い手なんです。担い手についてのアウトライン、これを説明していただきたいと思っています。担い手とは何か。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） お答えいたします。

担い手につきましては、まず認定農業者、それから地域の中心経営体として位置付けられた担い手に近い、そういう方、それから中間管理事業を利用して担い手として農地を集積される方、そういう方が考えられます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 認定農業者は全員担い手であると。それから、その中間管理事業を通じて農地、認められたということですかね。ここにも認定という要素が介入してくるわけですね。中間管理事業の実施者によってですかね。それから、中心経営体として位置付けられた認定農業者に近い方、非常に分かりにくいですね。担い手、認定農業者、中心経営体、分かりづらいですね。非常に分かりづらいと正直に思います。

これはその古谷議員の質問にもありましたみたいに、家族農業と法人化というのも絡めて、やっぱりそのところの定義を明確に示していただかないことには、なかなか判断の根拠というものが生まれづらいのではないかと思います。ということは、つまりそのいずれかであれば担い手とみなされる。かなり曖昧な概念であるということでしょうか。最後

にお伺いいたします。いずれかを満たしていればまあ担い手とみなされますよという、かなり曖昧な概念なんですか、担い手とは。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） 議員おっしゃられるように、認定農業者につきましては認定されておりますので、はっきりしております。それから、認定農業者に準ずる方につきましては、四万十町の基本構想で定められております農業者、その中の条件に認定農業者に近い方、認定はされてないですけども、基準は満たしている方、そういう方がおいでますので、そういう方も含まれるということになります。表現的には非常に分かりづらいところもあるかも知れませんが、意味的にはそういう内容になります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 一番分かりにくいところのポイントは、自分なりに把握しますと、基準は満たしているけれども認定農業者ではない方。ここの部分なんですか。じゃ一体何のための基準なんですか。その基準について再度明確に。

○議長（酒井祥成君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） お答えいたします。

認定農業者として認定を申請する方もおいでますし、申請しない方もおいでます。ただ、農業経営の規模につきましては、認定農業者と同等の方もおいでますので、そういう方も含まれるということと考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第67号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号四万十町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてを採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第6、議案第68号四万十町短期滞在型宿泊施設条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 一点だけお伺いします。この利用対象者についてでございますが、町内への移住を検討している者と限定をしておりますが、例えば、空きがあるときに桜マラソンとかイベント等で本町に行って1泊をしたいと、そういった人たちが利用はできないものなのか。それについて一点だけお伺いいたします。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えいたします。

この短期滞在型宿泊施設につきましては、議員の申されましたように、利用者につきましては移住者、四万十町への移住または移住先を探している方に限定されております。提案のありました桜マラソン等の宿泊等につきまして、町内の宿泊業者等もありますので、そちらを利用していただくという形で、そういう業者の方々への配慮は、影響も考えまして、利用者的には限定をさせていただいておるという状況です。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 町内業者への圧迫ということも考えられるわけですが、今、宿泊施設、四万十町、少ないんですよね。そのときのマッチング、利用状況にもよりますけれども、例えばこの利用対象者の中に但し書きを入れたりして、そういう空きがあるときには使えられるようにしたらどうかと思いますが、もう一度。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

現在、この利用者につきましては、1日から3日程度が主になるのではないかというふう

に考えております。可決させていただいた後、今後、この利用状況を見ながら、その辺の検討もこれからさせていただくところは考えられると思いますが、現在のところは利用者については限定させていただいておるというところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 少しだけ。この指定管理でこの施設も行われるわけですが、とりあえず今回施設ができたから条例で設置すると。それで、附則には来年の4月1日からの実際に使えると。その前に指定管理者で行うから事前に決定したいという、ありますけれども、こういった団体の方々に手を挙げていただいて、この滞在型の施設を管理していただくわけですが、こういった団体を想定しているのか。

この点と、それと、以前の、改修前には私、いわゆるこういった間取りであったかは承知しておりますけれども、改修後、まだ行っておりませんので、そういった間取り、例えば、これ、個室は4室、それと談話室があるということで、それぞれ1階、2階に。それで、例えばトイレとかキッチンとかお風呂とか、そういった水回りは共同で使えるような施設なのか。

そこあたりがちょっと分かりませんので、その点を説明していただければと思いますし、今の4番議員のほうから提案があった、空いてるときの利用ですが、確かに4番議員の提案はいいかなというふうに感じます。だから、この条例の中に、通常よくある、最後のほうに、町長が特に認めた場合にはオーケーですよというが、条例はほとんどあるんですけれども、そういったところを加味して臨機応変に有効に対応すべきかなとは考えておりますので、その点も先ほど課長の答弁では、前向きに考えるということですので、そういったことも考えていただきたいということです。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

まず一点目の管理運営に係る指定管理者の選定につきましてですが、現在、直営で行うのか指定管理で行うのかというところをこれから検討させていただくと。3月までには一定方向を出すという形で考えております。

次に、間取りの関係につきましては、1階2階4部屋ずつありまして、就寝スペースというのは4.5畳ぐらいです。それから、トイレ、キッチン、その他につきましては1階、2階に共同の利用施設がありますので、そこを利用していただいて、談話室等にはテレビ

等も設置しておるといような状況で、部屋自体は寝るといのが主な状況になっております。

三点目の利用につきましては、お答えしましたように、今現在は一定移住者専用ということで規定しておりますが、今後の利用状況も鑑みながら検討もしていくようになると思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 今の課長の答弁の中で、指定管理者の件でもう一回聞きたいんですけども、今の答弁では、町の直営でやるのか、あるいは指定管理でやるのか。この告示の時期、例えば今回、この議会では非常に指定管理が話題になっておりますので、ちょっと気になるので、もっと詳しくお伺いしたいんですけども、これでは指定管理に行わせることができるというふうに管理運営第3条でなっております、聞いたわけですけども。

そういった場合に、確認なんですけれども、指定管理で行う場合には必ず公募があるかなと思うんですけれども、4月1日から施行する前に議会で承認も、もし指定管理でやるとすれば、必要なので、そこらあたりの日程的なこと、年が明けて3月議会の前に臨時議会もあるかなとは思いますが、そこらあたりのこの公募の今後の日程、指定管理で行うのであれば、例えばどういった方法で、例えば町の広報の1月号あたりで、条例ができたから管理運営者を指定管理者で行いますとかいう公募をしなければなりませんので、そこらあたり、どんな手順で行うのか、お伺いをします。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

まず、一点目に、その指定管理で行うか、町の直営で行うか、早急に検討して決定させていただくということになります。指定管理で行う場合は、当然議員のおっしゃられますように公募等が必要でございますので、期間的に議会の承認まで間に合うような形でさせていただくように早急に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） そういった方向でやっていただきたいと思うんですけども、指定管理、こういった管理することによって、管理者は収入を得ます。だから、そういった面で今日もいろんな質疑がありましたけれども、収益性を伴う指定管理になりますので、や

はり行政側の提案としては町民にも議会にも分かりやすいような説明をもって決定していただきたいということを申し添えておきます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号四万十町短期滞在型宿泊施設条例についてを採決します。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第7、議案第69号四万十町企業立地等促進条例について、日程第8、議案第70号四万十町商工業振興条例について、以上、議案第69号及び議案第70号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 議案第69号ですけれども、この条例は国が制定しております企業立地促進法との関連はないものでしょうか。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

今回上程させていただきました四万十町企業立地等促進条例につきましては、町の単独の条例ということで、大きく影響を受けることはありませんが、やっぱり企業の立地促進

という面を重きに置いた条例でございます。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第69号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号四万十町企業立地等促進条例についてを採決します。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号四万十町商工業振興条例についてを採決します。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第9、陳情第29-12号子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長武田秀義君。

○教育民生常任委員長（武田秀義君） 四万十町議会議長酒井祥成様。教育民生常任委員長武田秀義。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をします。

受理番号、陳情第29-12号。付託年月日、平成29年12月6日。件名、子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出を求める陳情書。審査の結果、採択すべきものと決定。全員一致ということです。

教育民生常任委員会の審査の内容ですが、平成29年第4回定例会において審査を記録しました。

審査日、平成29年12月7日。陳情第29-12号。件名、子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出を求める陳情書。説明者の位置付けはなし。

審査の経過。国も、子ども・子育て支援制度、保育事業に対して取り組んではいるが、現場は待ったなしの状態である。国の施策の早期の実現や拡充についてさらに提案していくべきである。反対意見はなし。

審査の結果、採択。全会一致であります。意見書の提出はあります。これに添えておりますので、お目通しをよろしく申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより、教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） これは意見書を上げていくという陳情の内容自体に関するものではないんですけど、委員会として審査経過の議論の中に、今、2兆円パッケージと称して保育料の無償化とかが今、討議中ですよ。やっぱりこれはどうしても政策というのは限られた予算の中での優先順位ということのを避けて通れないことなので、そういうことについての議員間の議論というのがあったかないか、その辺を教えてくださいたいです。

○議長（酒井祥成君） 委員長武田秀義君。

○教育民生常任委員長（武田秀義君） その点についても様々な、委員の方からの意見がありました。実際に国のほうはその施策を進めておりますし、かといってその施策が実現

するのには国会のほうで審議もされなければならないということで、実際に施行されるのがかなり先のことになるし、国の方向性によってはそれもまたどうなるか分からないということで、提案、そういったことは常にやっぱり続けていくべきであろうということで、皆の意見が一致しました。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第29－12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第29－12号子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は採択です。

陳情第29－12号子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出を求める陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、陳情第29－12号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時28分 散会